

## 公益財団法人いわて産業振興センターリスク管理規程

平成 25 年 6 月 10 日制定

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人いわて産業振興センター(以下「センター」という。)におけるリスク管理に関して基本的な事項を定め、リスク発生の防止と適切な対応により損失の最小化を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第 2 条 この規程は、理事、監事、センター就業規程第 2 条第 1 項に規定する職員、センター有期契約職員就業規程第 2 条に規定する有期契約職員、センター委嘱者の任用等に関する規程第 2 条に規定する委嘱者、県派遣職員及び県駐在職員(以下「役職員」という。)に適用されるものとする。

### (定義)

第 3 条 この規程において「リスク」とは、センターに物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる全ての可能性を指すものとし、具体的に次に掲げるものをいう。

- (1) 財政に関するリスク
- (2) 法令等の遵守に関するリスク
- (3) 労務に関するリスク
- (4) 業務に関するリスク
- (5) 災害等に関するリスク
- (6) 情報システムに関するリスク
- (7) その他 前各号に準じるリスク

### (役職員の責務)

第 4 条 役職員は、その職務の遂行にあたり、リスク管理に努めなければならない。

- 2 役職員は、リスクが発生した場合(リスクの発生が回避できない場合を含む。以下同じ。)には、次条第 2 項に規定するリスク管理者に速やかに報告しなければならない。

### (リスク管理体制)

第 5 条 理事長は、リスク管理責任者として、センターのリスク管理を総括する。

- 2 部長は、リスク管理者として、各部におけるリスク管理を総括する。

### (リスク管理委員会の設置)

第 6 条 センターにおけるリスク対策を行うため、リスク管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (委員会の構成)

第 7 条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 理事長
  - (2) 常務理事
  - (3) 事務局長
  - (4) 各部の部長
- 2 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。
  - 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
  - 4 委員長に事故あるときは、常務理事がその職務を代理する。
  - 5 委員会に関する事務は、総務金融部が行う。

(委員会の任務)

第8条 委員会は、次の事項について検討及び審議を行い、その結果を理事会に報告する。

- (1) 予見されるリスクの洗い出し、評価、防止策、発生時の対策
- (2) 前項防止策の推進状況
- (3) リスクが発生した場合であって、業務運営への影響等が大きいと認められるものの原因究明及び再発防止に関する事項
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

(委員会の運営)

第9条 委員会は毎年度定期的に1回開催するものとし、その他必要に応じて委員長が招集する。

(危機管理対策本部の設置)

第10条 理事長は、火災等の重大な災害の発生が認められる場合には、これに対する迅速かつ的確な対応を行うため、危機管理対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

(対策本部の構成等)

第11条 対策本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、理事長とする。
- (2) 副本部長は、常務理事兼事務局長とする。
- (3) 各部の部長及び総務企画担当職員を1号配備要員とする。
- (4) 前号にセンター就業規程第2条に規定する職員、県派遣職員及び県駐在職員を加えたものを2号配備要員とする。

2 その他重大な災害への対策は、別に理事長が「防災行動計画」により定める。

(公開)

第12条 この規程は、センターホームページにより公開する。

(改正)

第13条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

(雑則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。